

令和3年度クリーニング師試験 学 科 試 験 問 題

- 1 衛生法規に関する知識
- 2 公衆衛生に関する知識
- 3 洗濯物の処理に関する知識

係員の指示があるまで開いてはいけません

(注意事項)

- (1) 解答用紙には必ず受験番号及び氏名を記入すること。
- (2) 試験時間は午前10時30分から12時までの90分間とする。
なお、時間内に答案作成を完了した者は、手をあげて係員に知らせ指示に従って退室することができる。ただし、試験開始後、30分間は退室を認めないものとする。
- (3) 時間中、トイレ等やむを得ない場合は、手をあげて係員の指示に従うこと。
- (4) 答案作成は鉛筆書き（シャープペンシル可）とすること。
- (5) 文字が不鮮明で読めないときは、手をあげて係員にその旨を告げること。
- (6) 受験中、隣席の者と話をしたり、のぞき見や不正行為のあった場合は、直ちに退場を命ずるものとする。
- (7) 受験票は、必ず机上の受験番号札の下に、表側を上にして置くこと。
- (8) 試験終了後は、受験番号等に記入漏れがないかを確認めたうえ、解答用紙を机の上に伏せて退室すること。

福 島 県

1 衛生法規に関する知識

問 1 次のクリーニング業法の条文について、それぞれの（ ）の中に入る語句として正しいものを下記の語群から一つずつ選び、その番号を解答用紙に記入しなさい。

- 1 法第1条 この法律は、クリーニング業に対して、公衆衛生等の見地から必要な（ア）を行い、もってその経営を（イ）に適合させるとともに、利用者の（ウ）を図ることを目的とする。
- 2 法3条第2項 営業者は、洗たく物の洗たくをするクリーニング所に、業務用の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ少くとも（エ）備えなければならない。ただし、脱水機の効用をも有する洗たく機を備える場合は、脱水機は、備えなくてもよい。
- 3 法3条の2第2項 営業者は、洗たく物の受取及び引渡しをするに際しては、（オ）で定めるところにより、利用者に対し、（カ）を明示しなければならない。

- [語群]
- （ア） ①指導及び取締り ②技術的助言 ③安全対策
 - （イ） ①環境基準 ②公共の福祉 ③衛生指針
 - （ウ） ①利便性の向上 ②権利の保護 ③利益の擁護
 - （エ） ①一台 ②二台 ③三台
 - （オ） ①消費者保護法 ②都道府県条例 ③厚生労働省令
 - （カ） ①苦情の申出先 ②取扱注意事項 ③金額

問 2 クリーニング業法及び同法施行規則に規定するクリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習に関する記述として正しいものには○を、誤っているものには×を解答用紙に記入しなさい。

- 1 クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定したクリーニング師の資質の向上を図るための研修を受けなければならない。
- 2 営業者は、そのクリーニング所の業務に従事するクリーニング師に対し、法第8条の2第1項に規定する研修を受ける機会を与えなければならない。
- 3 クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、初回の研修受講後、1年を超えない期間ごとに研修を受けるものとする。
- 4 営業者は、クリーニング所の開設の日から1年以内に、クリーニング業務に従事する者全員に講習を受けさせるものとする。

問 3 クリーニング業法、同法施行令及び同法施行規則に関する次の文のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答用紙に記入しなさい。

1 着物の洗い張り業^{*}は、クリーニング業に含まれる。

※ 着物をほどき、反物状にして水洗いをした後、「湯のし」をして、仕立直しする方法

2 都道府県知事は、少なくとも毎年1回以上、クリーニング師の試験を行わなければならない。

3 営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 規則第1条に規定する「消毒を要する洗たく物」に限り、洗たく又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分しておかななければならない。

5 洗濯物の受取及び引渡のみを行うクリーニング所には、クリーニング師を置かなくてもよい。

6 クリーニング師の免許は、都道府県知事がクリーニング師試験に合格した者に与える。

7 都道府県知事は、営業者又はその使用人で、洗濯物の処理又は受取及び引渡しの業務に従事するものが伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不適当と認めるときは、期間を定めて、その業務を停止することができる。

8 クリーニング師が死亡又は失そうの宣告を受けた場合、クリーニング師の免許証は免許を与えた都道府県知事に返納しなくてもよい。

9 法第10条第1項に基づき、都道府県知事が環境衛生監視員にクリーニング所への立ち入り検査を実施させた場合、これを拒んでも、クリーニング業法に基づく罰則の適用はない。

10 営業者は、公衆衛生上支障がないと判断される場合に限り、クリーニング所以外において、営業として洗濯物の処理を行い、又は行わせることができる。

問 3 次の文のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答用紙に記入しなさい。

- 1 クリーニング業の施設がかかわる感染症事例として、病院リネンを介したセレウス菌の集団感染があり、病院のみならず、クリーニング業者においても細菌による汚染防止のための管理が重要となる。
- 2 標準営業約款（Sマーク）制度のSマークは、S t a n d a r d（安心）・S a n i t a t i o n（清潔）・S a f e t y（安全）の頭文字をとったものである。
- 3 P R T R制度（化学物質排出移動量届出制度）とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どのくらい環境中に排出されたのか、あるいは廃棄物等に含まれて事業所の外に運び出されたのかを把握し、それを集計、公表する仕組みのことをいう。
- 4 環境基本法では、事業活動その他の人の活動に伴って生じる①異常気象、②土壌の汚染、③騒音、④振動、⑤地盤沈下、⑥悪臭によって、人の健康又は生活環境に被害が生じることを「公害」と定義し、これら6つの公害は、通常「典型6公害」と呼ばれている。
- 5 通常、クリーニング業において、感染症対策として実施される消毒の方法には、物理的方法（高熱処理法）と化学的処理法（消毒剤処理法）がある。
- 6 労働安全衛生法の目的は、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することである。
- 7 ドライクリーニングの洗浄剤として使用されているHCFC類（ハイドロクロロフルオロカーボン類）は、オゾン層を破壊する特定フロンに該当する。
- 8 水質汚濁防止法による排水規制は政令で定める特定施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水が対象となるが、クリーニングは特定施設に該当しない。
- 9 土壌汚染対策法において、テトラクロロエチレン等の特定有害物質を使用していたクリーニング所を廃止した場合、その廃止の時点において、土壌汚染の調査を実施しなくてもよい。
- 10 衣類を食害する害虫として、ヒメマルカツオブシムシやイガなどがいる。

3 洗濯物の処理に関する知識

問 1 次のドライクリーニングに関する文章について、それぞれの（ ）の中に入る語句として最も適切なものを下記の語群から一つずつ選び、その番号を解答用紙に記入しなさい。

- 1 ドライクリーニングとは、（ ア ）の代わりに有機溶剤を用いたクリーニングをいう。
- 2 ドライクリーニングする洗濯物の多くは（ イ ）である。
- 3 日本国内で使用されているドライクリーニング溶剤は、（ ウ ）の比率が圧倒的に高く、次が（ エ ）となっている。

- 〔語 群〕
- （ア） ①洗剤、②漂白剤、③水
 - （イ） ①外衣、②シーツ、③下着
 - （ウ） ①石油系溶剤、②フッ素系溶剤、③テトラクロロエチレン
 - （エ） ①フッ素系溶剤、②テトラクロロエチレン、③石油系溶剤

問 2 次の汚れの種類（A）とシミの原因となる物質（B）の組み合わせについて、正しいものには○を、誤っているものには×を解答用紙に記入しなさい。

- | | | | |
|---|---------------------|---|-----------|
| 1 | （A） 水溶性汚れ | — | （B） アンモニア |
| 2 | （A） 水溶性汚れ | — | （B） タール |
| 3 | （A） 油性汚れ | — | （B） 化粧品 |
| 4 | （A） 油性汚れ | — | （B） 泥 |
| 5 | （A） 油性汚れ | — | （B） セメント |
| 6 | （A） 不溶性汚れ
（固形汚れ） | — | （B） 墨汁 |

問 3 次の文のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答用紙に記入しなさい。

- 1 リネンをクリーニングサービス付きで繰り返し顧客に貸すことをリネンサプライという。
- 2 抗ピル加工とは、衣料品に付着した人間の汗や分泌物による黄色ブドウ球菌、微生物などの増殖を抑制し、不快なにおいの発生も防止する加工をいう。
- 3 染色のうち、布地になってから染めることを先染めという。
- 4 染色後に消費者の衣料品の使用目的や洗濯・保管方法に応じて、日光、洗濯、ドライクリーニングなどへの耐久性を確認するための試験を染色堅ろう度試験という。
- 5 原料のコットンリッター（綿花をとった後に残る短繊維）を、銅アンモニア溶液で溶かしてから紡糸してつくられた繊維をキュプラという。
- 6 布に折り目やヒダをつける加工をピーチ加工という。
- 7 石油系溶剤を使用した際に乾燥不十分により洗濯物に石油系溶剤が残留した場合、化学やけど（皮膚障害）が発生することがある。
- 8 カーペットのクリーニングの方法として水洗い、シャンプー洗い、ドライクリーニングなどがあり、水洗いの洗浄効果が最も大きいですが、脱色、収縮の恐れがあるものには行わないほうがよい。
- 9 水溶性のシミは、霧吹きで霧をかけると、シミよりも生地のほうが水分を早く吸収する。
- 10 「おしぼりの衛生的処理等に関する指導基準」において、「貸与したおしぼりは、少なくとも1週間以内に回収して処理すること。」とされている。